療養病床等の転換意向について

資料２－３

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和元年１１月

京都府高齢者支援課

１．療養病床の再編に伴う介護医療院の創設

介護保険法の改正により、慢性期の医療・介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象に、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた、「介護医療院」（新たな介護保険施設）が創設。＜平成３０年４月１日＞

また、平成２９年度末をもって廃止することとされていた介護療養型医療施設（介護療養病床）について、廃止の期限が６年間延長。

【介護医療院】

|  |  |
| --- | --- |
| 概要 | 要介護高齢者の長期療養・生活施設 |
| 類型 | Ⅰ型（介護療養病床相当）・Ⅱ型（老人保健施設相当） |
| 居室 | １名あたりの床面積は、老人保健施設相当（8.0 ㎡/床）（大規模修繕を行うまでの間は、介護療養型医療施設（6.4㎡/床）の面積で転換は可能）※ 多床室の場合でも、家具やパーテーション等による間仕切りの設置など、プライバシーに配慮した療養環境の整備が必要 |

２．介護医療院への転換

今期の府介護保険事業支援計画（2018～2020年度）では、以下の病床等のみ転換可能

　　○医療療養病床

　　○介護療養型医療施設

　　○介護療養型老人保健施設（転換老健）

　　　※新設、一般病床等からの転換は、今期の計画では認めない。

※転換に当たっては、

・介護療養型医療施設の施設基準、人員基準は概ねそのままで転換可

　　　　・療養病床等からの転換後１年間に限り報酬の加算あり

（2020年度末までの早期転換のインセンティブ）

　　　※転換した病床は、2024年３月までは既存病床数に算入

３．転換意向の概要（2019年10月現在）

